



住宅や住宅用土地については、別途、次のような軽減措置が講じられています。この場合にも要件に注意していただくこととなりますが、要件と軽減措置の内容をわかりやすく一覧表にまとめましたのでご利用下さい。

内容	種類	住宅（課税標準の軽減）		住宅用土地（税額の軽減）
		新築住宅	中古住宅	
要件	床面積	50㎡（戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡）以上240㎡以下	50㎡以上240㎡以下	新築住宅及び中古住宅の敷地については、それぞれ左の要件を満たす新築住宅又は中古住宅の敷地であること
	築後経過年数	—	取得の日前20年（建物登記簿に記載された構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、石造、れんが造などの住宅は25年）以内に新築された住宅であること。	
軽減額		1,200万円（評価額が1,200万円までなら課税されず、1,200万円を超える場合には、その1,200万円を超える部分が課税対象となります）	新築された日によって異なります。 ㊶昭和56年6月30日以前…350万円 ㊷昭和56年7月1日～昭和60年6月30日まで…420万円 ㊸昭和60年7月1日～平成元年3月31日まで…450万円 ㊹平成元年4月1日～平成9年3月31日まで…1,000万円 ㊺平成9年4月1日以降…1,200万円	次のいずれが多い方の金額 ㊱4万5,000円（150万円×3%） ㊲土地1㎡の評価額× $\frac{1}{2}$ ×住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）× $\frac{3}{100}$
軽減額の控除の方法		$\frac{\text{課税標準から控除}(\text{住宅の価額}-\text{控除額})}{\text{評価額}} \times \frac{3}{100} = \text{税額}$ 上記の該当する金額		$\frac{\text{税額から控除}(\text{土地の価額} \times \frac{1}{2} \times \frac{3}{100})}{\text{評価額}} - \text{上記の該当する金額} = \text{税額}$

（注）中古住宅については、上記のほか、「自己の居住の用に供するものであること」の要件が必要です。